

平成31年2月8日  
午前10時から  
区役所12階1205A会議室

## 平成30年度 第6回足立区環境審議会資料

### <審議事項>

審議事項1	第四次足立区一般廃棄物処理基本計画（答申案）について	.....	1
審議事項2	足立区災害廃棄物処理計画（答申案）について	.....	2
審議事項3	諮問に対する答申書（案）について	.....	3

### <報告事項>

報告事項1	（仮称）「プロジェクト2020 ～地球にやさしいひとのまち・足立～」の始動について	.....	4
報告事項2	環境自治体会議全国大会の足立区開催について	.....	5
報告事項3	省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく 報告書の提出について	.....	6

件名	第四次足立区一般廃棄物処理基本計画（答申案）について
所管部課	環境部ごみ減量推進課
事業（結果）の概要	<p>これまでの環境審議会での審議を踏まえ、第四次足立区一般廃棄物処理基本計画（答申案）をまとめたので、別冊1のとおり報告する。</p> <p><b>1 前回環境審議会からの主な記載内容の変更点</b></p> <p>(1) 国際的に課題となっているプラスチック問題について追加 記載箇所 P3・P4・P16</p> <p>(2) 「やさしい日本語」を活用した啓発について追加 記載箇所 P17</p> <p>(3) 不法投棄対策に「落書き110番」を追加 記載箇所 P23</p> <p>(4) パブリックコメント等の意見を踏まえ、戸別訪問収集の内容を修正 記載箇所 P24</p> <p>(5) ごみ減量と資源化の推進の目標値を活動及び成果指標に分けて記載 記載箇所 P14～P27</p> <p><b>2 今後の予定</b> 環境審議会の答申を踏まえ、平成31年3月に策定する。</p>

## 平成30年度第6回足立区環境審議会資料

件名	足立区災害廃棄物処理計画（答申案）について
所管部課	環境部ごみ減量推進課
事業（結果） の概要	<p>これまでの環境審議会での審議を踏まえ、足立区災害廃棄物処理計画（答申案）をまとめたので、別冊2のとおり報告する。</p> <p>1 主な内容</p> <p>(1) 基本的事項 計画の目的、被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計等</p> <p>(2) 平常時の取組み 仮置場候補地の選定、区民等への周知・啓発等</p> <p>(3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物処理方針・実行計画の策定、災害がれき処理等</p> <p>(4) 資料編 第一次仮置場候補地一覧、区民の避難行動と緊急仮置場までの時系列（イメージ）等</p> <p>2 今後の予定 平成31年3月までの計画策定までに、地区町会自治会連合会等に対し、引き続き丁寧に説明を行っていく。 また、平成31年度は災害廃棄物処理マニュアルを策定する。</p>

## 平成30年度第6回足立区環境審議会資料

件 名	諮問に対する答申書（案）について
所管部課	環境部ごみ減量推進課
事業（結果） の概要	<p>平成30年4月に区長から諮問された「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」及び「足立区災害廃棄物処理計画」について、環境審議会としての答申書（案）を以下のとおり作成した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">答申書（案）</p> <p>足立区長 近藤 やよい 様</p> <p>平成30年4月13日に諮問された「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」及び「足立区災害廃棄物処理計画」につきましては、6回の環境審議会を開催し、慎重に審議してまいりました。</p> <p>このたび、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。</p> <p>なお、今後、計画に基づく諸施策を展開するにあたっては、特に以下の点について考慮していただきますよう要望いたします。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民等に対するわかりやすい啓発の実施</li> <li>2 さらにごみ減量・資源化施策の展開</li> <li>3 高齢者や障がい者へのきめ細かな配慮</li> </ol> <p>災害廃棄物処理計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 柔軟に対応できる体制・手法の整備</li> <li>2 情報の収集と分析による定期的な計画の見直し</li> <li>3 区民等に対する災害廃棄物処理の理解、協力を促すための啓発</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成31年2月8日 足立環境審議会 会長 田中 充</p> </div>

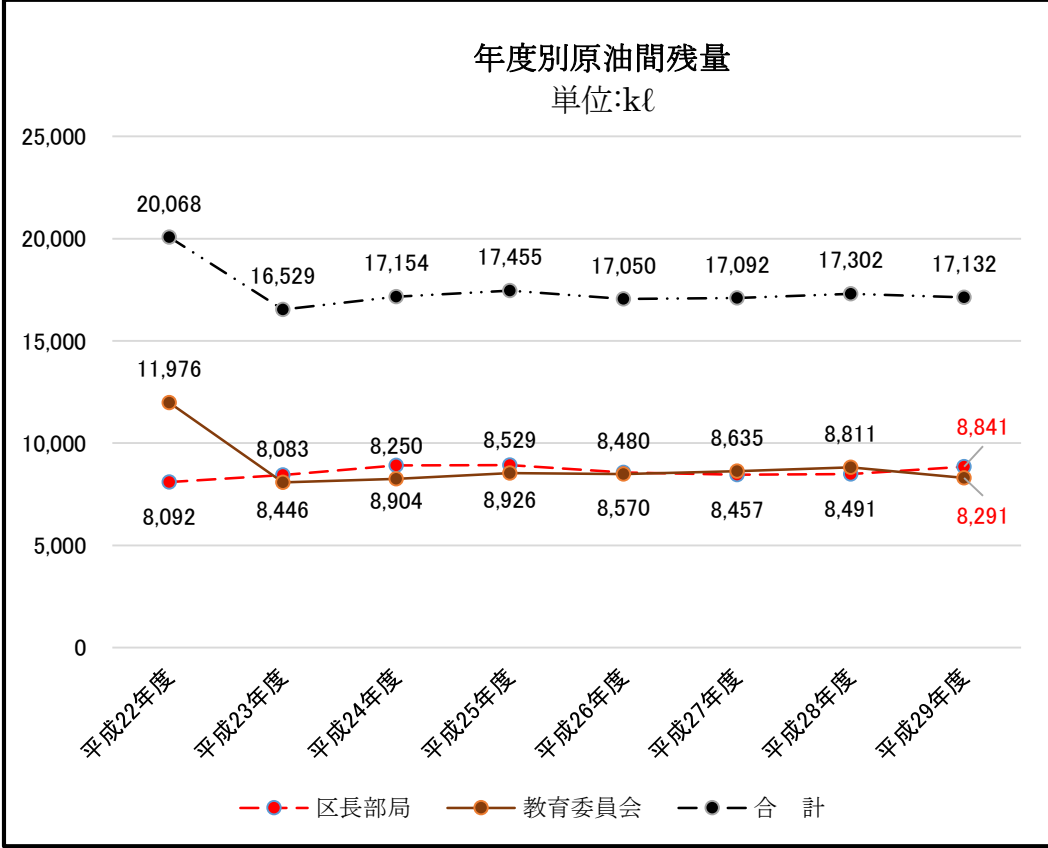
## 平成30年度第6回足立区環境審議会資料

件名	(仮称)「プロジェクト2020～地球にやさしいひとのまち・足立～」の始動について
所管部課	環境部環境政策課
事業(結果)の概要	<p>環境基本計画における「地球にやさしいひとのまち」を実現することを目的として、以下のとおり(仮称)「プロジェクト2020～地球にやさしいひとのまち・足立～」を始動する。</p> <p><b>1 プロジェクトの概要</b>  環境基本計画の行動指針をわかりやすい形でまとめたカードを作成し、イベント等での記入やホームページでの登録により、環境に配慮した行動を心掛けることを宣言してもらう。  東京2020公認プログラム(持続可能性分野)として2020年秋まで実施し、カード提出者20,200人を目指す。</p> <p><b>2 カードの概要</b>  「省エネ」、「ごみ減量」、「自然と生きもの」の3分野と子ども用の4種類を作成する。それぞれ実践する項目を選び、提出してもらう。  なお、性別と年代のみの記載とし、個人情報収集しない。</p> <p><b>3 今後の展開</b>  3月 デザインと内容を精査し、カードを作成  6月 地球環境フェアをキックオフイベントとして、プロジェクトをスタート。同時にホームページでも登録受付開始  2019、20年度  環境意識の低い若年層に向けた啓発を強化するため、区内の大学やエコ活動ネットワーク足立(EANA)等と連携した活動のツールとして活用することを検討。  また、区内の小学5年生を対象にした「夏休み子どもエコプロジェクト」ともリンクしていく。  2020年 秋  地球環境フェアをクロージングイベントとして、プロジェクトを総括</p> <p><b>4 プロジェクトにより見込まれる成果</b>  区民・事業者等がカードを読み、記載して提出することは、環境について再認識し、自らの行動を見直すきっかけとなることが見込まれる。  その成果は、エネルギー使用量、ごみ量の統計データや世論調査による環境意識で継続的に把握していく。</p>

## 平成30年度第6回足立区環境審議会資料

件名	環境自治体会議全国大会の足立区開催について
所管部課	環境部環境政策課
事業（結果）の概要	<p>環境自治体会議（※1）の2019年度全国大会（※2）が東京電機大学東京千住キャンパスで開催されるので、概要を報告する。</p> <p>※1 環境自治体会議 環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワークで、自治体環境政策の推進やネットワークづくりを目的としている。1992年に設立され、足立区は2008年に参加。友好都市の新潟県魚沼市など全国36自治体が会員になっている。</p> <p>※2 全国大会 年に一度開催され、2019年度で27回目となる。基調講演と論点提起がなされ、パネルディスカッション、テーマに分かれた分科会のあと、総括セッションで宣言文をとりまとめる。2018年度は茨城県行方市が主催し、10月に開催された。</p> <p><b>1 会議名称等</b> （仮称）環境自治体会議全国大会2019 in 足立 主催：環境自治体会議事務局 協力：足立区、東京電機大学</p> <p><b>2 日程</b> 5月20日（月）15時開会 21日（火）17時閉会</p> <p><b>3 会場</b> 東京電機大学東京千住キャンパス</p> <p><b>4 予定されている内容</b>（1月現在、今後変更の可能性あり） メインテーマ「手をつなぎ、持続可能な地域づくりを次のステージへ」 5月20日 開会式、全体会（講演、パネルディスカッション等） 5月21日 分科会、一般発表、総括セッション</p> <p><b>5 足立区開催までの経緯</b> これまで会員自治体が主催して全国大会を開催してきたが、2019年は開催を希望する自治体が多かった。このため、事務局が主催し、東京で開催することとなり、都内の会員自治体である足立区に依頼があった。区から東京電機大学に会場の協力を依頼し、同大学のご協力により、開催することになった。</p> <p><b>6 今後の方針等</b> 全国大会の詳細については、主催する環境自治体会議事務局で今後、調整していくが、区としても可能な範囲で協力していく。なお、開会式と全体会については、一定の枠を設け、区民が無料で聴講できるよう、事務局と調整している。</p>

平成30年度第6回足立区環境審議会資料

件名	省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく報告書の提出について
所管部課	資産管理部庁舎管理課
内容	<p>省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく報告書を、下記の内容により提出し受理されたので報告する。</p> <p><b>1 省エネ法による定期報告書の提出（経済産業省）</b></p> <p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）では、事業者単位（区長部局と教育委員会）で所管する施設の年度ごとのエネルギー使用量を原油換算し、対前年度比1%削減の努力義務が課されている。</p> <p>平成22年度から29年度までのエネルギー使用量の実績</p>  <p>○29年度は、引続き節電の継続を行い、28年度に比べ区全体で1.0%の減となった。（ギャラクシティが教育委員会から区長部局に編入されたため、区長部局の増加と教育委員会の減少が大きくなっている。）</p>

## 2 東京都環境確保条例による地球温暖化対策報告書の提出(東京都環境局)

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、エネルギー使用量が原油換算 1,500Kℓ/年以上の事業所は地球温暖化対策報告書の提出と CO<sub>2</sub>排出量の抑制が義務付けられている。平成 22 年度から 26 年度までの第一次計画期間は削減目標を達成し、現在、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の第二次計画期間となっている。

第二次計画期間における CO<sub>2</sub>排出抑制量は、東京都通知により各年 5,124t(基準排出量 6,174t の 17%削減量)に決定された。

◎本庁舎の CO<sub>2</sub>排出量 (上限 : 5,124t)

単位 : (t)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	5 年計
排出量	5,092t	5,116t	4,855t	—	—	—

## 3 今後の方針

区施設においては、省エネ法ならびに東京都環境確保条例で課されている削減目標を果たしていくよう、日常的な節電を継続し省エネに取り組んでいく。